

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル  
実施要綱

〔令和5年3月31日〕  
〔4小シ第1880号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務について技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務(以下「業務」という。)とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 第5条に規定する参加表明書を提出する日において、令和5年度の小牧市入札参加資格の登録がされている者。
- (3) 前号に規定する日から第8条第2項に規定する最適者及び次点者1者を特定する日までの間に次に掲げる措置を受けていない者。
  - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置
  - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(5) 平成30年4月1日から第5条に規定する参加表明書を提出する日までの間に国内において定住促進又は都市ブランドに関連するシティプロモーション業務の実績を1件以上有している者。

2 プロポーザルへの参加は、単体企業によるものとする。

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書(様式第1)及び別に定める技術提案書(以下「技術提案書」という。)を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(提出者の公表)

第6条 市長は、参加表明書及び技術提案書を提出した者(以下「提出者」という。)を前条に規定する日後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(第一次審査)

第7条 市長は、第一次審査として、技術提案書を別に定める小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査させ、提出者のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場合は、第一次審査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第2により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第3により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

(第二次審査)

第8条 市長は、第二次審査として、前条第2項の規定により選定した提出者に対し、別に定める評価基準に基づき、審査委員会に技術提案書の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結

果を報告させるものとする。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を様式第4により通知し、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第5により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に対する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

(最適者及び次点者の公表)

第9条 前条第2項の規定により特定された最適者及び次点者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条第3項に規定する通知をもって、その効力を失う。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

参加表明書

（宛先）小牧市長

提出者

住所 〒

商号又は名称

代表者

担当者連絡先

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザルに関  
係書類を添えて参加を表明します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

印

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社を下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

印

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長



小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査をした結果、貴社を下記のとおり  
当業務の 最適者 として特定しましたので通知します。  
次点者

記

- 1 審査結果（貴案に対する講評）
- 2 その他
- 3 問合せ先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

印

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査をした結果、貴社については下記のとおり最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

特定しなかった理由